

鎌倉市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後								
<p>○鎌倉市児童発達支援センター条例 昭和51年12月27日条例第21号</p>	<p>○鎌倉市児童発達支援センター条例 昭和51年12月27日条例第21号</p>								
<p>(趣旨及び設置)</p>	<p>(趣旨及び設置)</p>								
<p>第1条 この条例は、発達に特別な支援を必要とする児童の一貫した支援を推進するため、鎌倉市児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、発達に特別な支援を必要とする児童の一貫した支援を推進するため、鎌倉市児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>								
<p>(名称及び位置)</p>	<p>(名称及び位置)</p>								
<p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 625 495 667">名称</th> <th data-bbox="497 625 1066 667">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 668 495 715">あおぞら園</td> <td data-bbox="497 668 1066 715">鎌倉市笛田二丁目38番20号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	あおぞら園	鎌倉市笛田二丁目38番20号	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 625 1494 667">名称</th> <th data-bbox="1496 625 2067 667">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1171 668 1494 715">あおぞら園</td> <td data-bbox="1496 668 2067 715">鎌倉市笛田二丁目38番20号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	あおぞら園	鎌倉市笛田二丁目38番20号
名称	位置								
あおぞら園	鎌倉市笛田二丁目38番20号								
名称	位置								
あおぞら園	鎌倉市笛田二丁目38番20号								
<p>(事業)</p>	<p>(事業)</p>								
<p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p>	<p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p>								
<p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）</p> <p>(2) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）</p>	<p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）</p> <p>(2) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）</p>								
<p>(3) <u>前2号</u>に定めるもののほか、発達に特別な支援を必要とする児童の相談、助言及び指導</p>	<p><u>(3) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）</u></p>								
<p>(4) その他発達に特別な支援を必要とする児童の支援 (利用対象者)</p>	<p><u>(4) 前3号</u>に定めるもののほか、発達に特別な支援を必要とする児童の相談、助言、指導<u>その他の支援</u> 削除 <u>(指定管理者による管理)</u></p>								
<p>第4条 センターを利用できる者は、次の各号のいずれかの児童であつて、本人及びその保護者が市内に住所を有するものとする。</p>	<p><u>第4条 次に掲げるセンターの管理に関する業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u></p>								

改正前	改正後
<p>(1) 法第21条の5の7第9項の規定により交付された通所受給者証（児童発達支援又は保育所等訪問支援に係る通所給付決定を受けた通所受給者証に限る。）に記載された児童であつて、法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターの利用が必要であると市長が認めたもの</p> <p>(2) 法第21条の6の規定による障害児通所支援（児童発達支援又は保育所等訪問支援に限る。）の提供が必要であると認めた児童</p> <p>(3) 前条第3号及び第4号に規定する事業の利用が必要と市長が認めた児童</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、児童本人又はその保護者が市内に住所を有しない者であつて、センターの利用が必要であると市長が認めたものは、センターを利用することができる。</p> <p>(利用の制限)</p>	<p><u>(1) センターの利用に関する業務</u></p> <p><u>(2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(3) センターの事業の企画及び実施に関する業務</u></p> <p><u>(4) その他市長が必要と認める業務</u></p> <p>(休所日)</p>
<p>第5条 市長は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、センターを利用させないことができる。</p> <p>(1) 感染性疾患があるとき。</p> <p>(2) その他センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(利用料の徴収)</p>	<p><u>第5条</u> センターの休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て休所日に臨時に開所し、又は臨時に休所日を定めることができる。</u></p> <p>(開所時間)</p>
<p>第6条 市長は、センターを利用する児童の保護者からセンターの利用に必要な費用として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。</p> <p>(1) 第4条第1項第1号に該当する児童 法第21条の5の3第2項第2号に規定する額及び同条第1項に規定する通所特定費用の額（実費を超えない範囲内において市長が定める額とする。）の合計額</p>	<p><u>第6条</u> センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、<u>指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開所時間を臨時に変更することができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) 第4条第1項第2号に該当する児童 規則で定める基準により算定した額</p> <p>(3) 第4条第2項に該当する児童(第3条第3号及び第4号に規定する事業の利用が必要と市長が認めた児童を除く。) 前2号に定める額に準じて市長が定める額</p> <p>(休所日)</p> <p>第7条 センターの休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(前号に掲げる日を除く。)</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)</p>	<p>(利用対象者)</p> <p><u>第7条</u> センターを利用できる者は、<u>児童及びその保護者が市内に住所を有するものであって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 第3条第1号及び第2号に規定する事業</u></p> <p>ア 法第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付決定を受けた保護者の児童</p> <p>イ 法第21条の6の規定による障害児通所支援の提供を受ける児童</p> <p><u>(2) 第3条第3号に規定する事業 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者及びその児童</u></p> <p><u>(3) 第3条第4号に規定する事業 当該事業の利用を指定管理者が必要と認め、市長が承認をした児童</u></p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、<u>休所日に臨時に開所し、又は臨時に休所することができる。</u></p> <p>(開所時間)</p> <p>第8条 センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、<u>市長は、必要があると認めるときは、開所時間を臨時に変更することができる。</u></p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、児童本人又はその保護者が市内に住所を有しない者であって、センターの利用を指定管理者が必要と認めたものは、<u>市長の承認を得て、センターを利用することができる。</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p><u>第8条</u> 指定管理者は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>センターの利用を制限することができる。</u></p> <p>(1) 感染性疾患があるとき。</p> <p>(2) その他センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p><u>(利用料金の支払)</u></p>
	<p><u>第9条</u> センターを利用する者又はその保護者は、<u>センターの利用に要する</u></p>

改正前	改正後
	<p>費用として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を<u>指定管理者に支払わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第7条第1項第1号アに該当する児童 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</u>  <u>(その額が現に児童発達支援又は保育所等訪問支援に要した費用(同条第1項に規定する通所特定費用(以下「通所特定費用」という。))を除く。))</u>  <u>を超えるときは、当該現に児童発達支援又は保育所等訪問支援に要した費用の額)及び通所特定費用の合計額</u></p> <p>(2) <u>第7条第1項第1号イに該当する児童 規則で定める基準により算定した額</u></p> <p>(3) <u>第7条第1項第2号に該当する者 法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に障害児相談支援に要した費用を超えるときは、当該現に障害児相談支援に要した費用の額)</u></p> <p>(4) <u>第7条第2項に該当する児童(第3条第4号に規定する事業の利用を指定管理者が必要と認め、市長が承認をした児童を除く。)</u> <u>前3号に定める額に準じて市長が定める額</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、法第21条の5の7第11項又は法第24条の26第3項の規定による市町村からの支払額がある場合は、支払うべき利用料金は、前項に規定する利用料金の額から当該支払額を控除した額とする。</u>  <u>(原状回復)</u></p> <p><u>第10条 利用者は、センターの利用を終了したとき又は第6条の規定によりセンターの利用を制限されたときは、直ちにセンターを原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。</u>  <u>(損害賠償)</u></p> <p><u>第11条 施設等を破損し、又は滅失した者は、市長の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>

改正前	改正後
<p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p><u>(指定管理者の指定)</u></p> <p><u>第12条</u> 指定管理者は、次の要件を満たす者のうち最も適当と認められる者について市長が指定する。</p> <p><u>(1) 利用者の平等な利用が確保されること。</u></p> <p><u>(2) センターの適切な管理ができること。</u></p> <p><u>(3) 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。</u></p> <p><u>(4) 安定した経営基盤を有していること。</u></p> <p><u>(5) 管理経費の縮減が図られること。</u></p> <p><u>2 指定管理者の指定に係る申請、決定、取消し等、指定管理業務の報告その他の手続は、別に規則で定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>